弁護士法人
愛知総合法律事務所

Renaissance ルネサンス

2023.1

明けましておめでとうございます。

No.57

事務所報を通して多くの方々と語り合い,皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

タイトル：移りゆく富士（事務局:稲留）

AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上文男	弁護士 西尾 進	弁護士 尾関栄作	弁護士 檀浦康仁	弁護士 勝又敬介	弁護士 渡邊健司
弁護士 水野憲幸	弁護士 森下 達	弁護士 奥村典子	弁護士 小宮 仁	弁護士 遠藤悠介	弁護士 横井優太
弁護士 服部文哉	弁護士 米山健太	弁護士 中内良枝	弁護士 居石孝男	弁護士 田村祐希子	弁護士 深尾 至
弁護士 佐藤康平	弁護士 鈴木嘉津哉	弁護士 安井孝侑記	弁護士 加藤純介	弁護士 黒岩将史	弁護士 三宅祐樹
弁護士 牧村拓樹	弁護士 岩田雅男	弁護士 田中隼輝	弁護士 丸山浩平	弁護士 小出麻緒	弁護士 長沼寛之
弁護士 西村綾菜	弁護士 中村 展	弁護士 松山光樹	弁護士 鈴木智大	弁護士 浅野桂市	弁護士 加藤怜樹
弁護士 浅井 航	弁護士 黒田雅明	弁護士 藤村 衛	弁護士 森田侑実重	税理士 大橋由美子	税理士 大橋信義
司法書士 日下部敬太	社会保険労務士 小木曽裕子	社会保険労務士 大内直子			

愛知県弁護士会・岐阜県弁護士会・三重弁護士会・静岡県弁護士会・第一東京弁護士会所属

古紙100%再生紙 この事務所報は再生紙を使用しております。

愛知総合法律事務所 検索
https://www.aichisogo.or.jp

新年明けましておめでとうございます

代表弁護士　村上　文男

1 対面の正常化、「愛知総合法律事務所の変化【潮流】」

コロナ禍で対面の少ない生活が続いていました。コロナは収まりそうもありませんが、コロナのインフル化が進み対面生活が戻りつつあります。対面生活がコロナ禍で制限された結果、対面生活が人の生活の基本であるとの確認ができました。ウィズコロナの生活がしばらくは続くでしょうが、正常な生活も近いでしょう。新年号のルネサンスの主テーマは「愛知総合法律事務所の変化【潮流】」です。

2 愛知総合法律事務所の全国展開

愛知総合法律事務所の最大の潮流は全国展開です。

愛知総合法律事務所は最近、東京、津、静岡、刈谷、四日市と支所展開を続けてきました。今年は二月に大阪、横浜での同時支所開設の準備が進んでいます。更には開設した支所の充実と同時に周辺地域への拡大、東京・大阪を起点とした支所展開を考えています。

潮流的には、年複数の支所を展開する予定です。

3 人的投資、IT部員、パラリーガル化

全国展開を支えるのは人です。人への投資が今後の大きな潮流になります。七十六期修習生は十名以上採用したいと考えています。また経験弁護士の採用にも力を入れたいです。全国展開をしながら愛知総合法律事務所の一体性を維持していくためにはIT機器の活用は避けられません。現在IT専属員は三名おり、他の部署の業務をしながらのIT部員が一名います。ITに長けた弁護士は二名です。今後弁護士、事務局も含めてIT部員の増員を図りたいです。

更には事務局の専門化も進めて、パラリーガル化に積極的に取り組み、依頼者へ高品質のリーガルサービスに努めてまいりますので、本年も愛知総合法律事務所をよろしくお願い申し上げますと同時に、皆さんのこの一年が素晴らしいものであることを祈念致します。

最近の法改正を踏まえた愛知総合法律事務所の対応

共同代表弁護士　横井優太

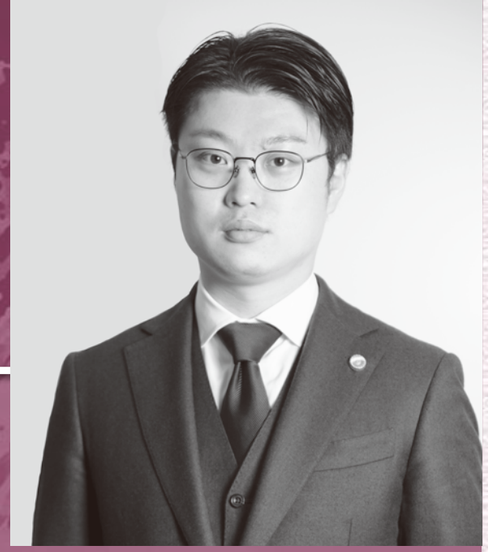

1 ウェブ会議の普及と支所所在地における司法アクセス改善

地方裁判所・高等裁判所の民事訴訟では、2020年から2022年にかけてMicrosoftTeamsを用いたウェブ会議方式による書面準備手続が導入されました。これまで弁護士が事務所と裁判所との往復に費やしていた時間の一部を、お客様との相談や相手方との交渉に充てることができるようになりました。これは、裁判所から離れた地域に事務所を構える当事務所の支所所在地で大きな効果を発揮しています。

ウェブ会議方式は、今後、民事訴訟における他の手続に拡張されるだけでなく、離婚調停・遺産分割調停などの家事事件手続、民事執行及び倒産手続にも導入される見込みです。離婚調停・遺産分割調停では、事務所からウェブ会議に参加することにより、同席いただくお客様の移動のご負担を軽減できる可能性が高くなります。当事務所は、ウェブ会議方式の普及を、裁判所から離れた地域にお住いの市民の皆様の司法アクセス改善に役立てていきたいと思います。

2 裁判書類の電子提出と場所を選ばない弁護士業務

2023年からは、名古屋地方裁判所の民事部に民事裁判書類電子提出システム（通称Mints）が導入されます。これまではFAXや郵便で裁判所に提出してきた準備書面や証拠の写しを、PDF形式でサーバーにアップロードする形で提出できるようになります。Mintsを使って提出できる文書には一定の制限があり、引き続き紙ベースでの提出が必要になる書面もありますが、提出済みの書面をいつでもオンラインで閲覧できるようになれば、分厚い紙ベースの記録を持ち運ぶ必要性は減少し、時と場所を選ばずに裁判に関わる業務を行う可能性が広がります。

実際に当事務所では、2021年に法律相談の記録を全面的に電子化したところ、弁護士が大学病院、損害保険会社、地方自治体を訪問して行う法律相談において、出張先と各事務所との情報共有を行いやすくなりました。当事務所は、2023年のMints導入とその後に予定されている裁判記録の完全電子化を、お客様にとって身近な場所でリーガルサービスを提供することに役立てていきたいと思います。

出向に対する抱負（目標）

弁護士　長沼寛之

2022年11月1日より、大学病院に出向し、勤務することとなりました。弊所の所属弁護士が大学病院に出向するようになり、出向者は私で5人目になります。

病院勤務では、大学病院内の様々な問題に対応することになります。昨今では、多種多様な「ハラスメント」が問題になっていますが、医療現場においても、ドクハラ（医師から患者に対するハラスメント）や、ペイハラ（患者から医療従事者に対するハラスメント）なども問題視されています。医学的な正当性とは、別次元の問題が生じます。

また、不幸にして、医療事故が起きる可能性もあります。通常の弁護士業務では、依頼者個人の利益を考えればよいですが、医療問題においては、病院や医療スタッフ、患者のことを考える必要があります。さらに、再発防止策を検討することで、将来のよりよい医療を実現することも考えなければなりません。

歴代の出向者をはじめとした弊所の弁護士と連携をとりながら、大学病院の健全な運営、患者側・医療者側双方によってよい医療が実現できるように尽力いたします。

復職に対する抱負

弁護士　黒岩将史

2020年11月1日より藤田医科大学病院に出向しておりましたが、2年の出向期間を経て、事務所に復帰することとなりました。病院では、医療事故発生時の対応、患者に対するインフォームドコンセントの際の対応、患者からのクレーム対応など様々な場面に関与させていただきました。出向全体を通して感じたのは、様々なトラブルはコミュニケーション不足に起因する場合が多いという点です。医療従事者からすると適切に説明をしたつもりであっても、医療の専門家ではない患者の立場からすると医師の使用している言葉が難しく感じ、うまく伝わっていないということもあります。それは弁護士と依頼者様の関係でも同様のことがいえるかと思いますので、改めてコミュニケーションの重要性を痛感しております。2年間の出向で学んだ経験を活かし、復帰後もより良いリーガルサービスの提供に努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

インボイス制度と電子帳簿保存法について

税理士
大橋由美子

税理士
大橋信義

2023年10月からスタートするインボイス制度の準備はできていますか?インボイス制度で発行する適格請求書には、事業者が税務署へ登録申請し【適格請求書発行事業者】としての登録番号の記載が必要になります。そのため取引先から【登録通知書】を求められるケースも増えてきていますので、お気をつけください。

また、2022年改正となった電子帳簿保存法の延長期限が2023年12月までとなっております。まだ対応していない事業者は、以下の2点だけでも準備をしておくと良いと思います。

①電子取引（メールやインターネットなど）から受取った電子データ（PDFなどの請求書など）を「取引日」や「取引先名」などで検索できるようにしておくこと

②【電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程】が国税庁のホームページに雛形がありますので、ダウンロードをして定めておくこと

いずれにしても電子化を進めることが重要ですので、遅れをとらないようにしたいですね。

産後パパ育休制度の準備、貴社はできていますか?

社会保険労務士
小木曽裕子

社会保険労務士
大内直子

昨年4月、10月と、立て続けに行われた育児介護休業法の改正により、育児休業の分割取得や育休開始日の柔軟化が行われましたが、特に目を惹いたのは「産後パパ育休」とのフレーズではないでしょうか。

産後パパ育休とは、子の出生後8週間以内に、4週間まで休暇を取得できる制度です。

以前にも同様の制度として「パパ休暇」がありましたが、大きな違いは休暇を2回に分割して取得できるようになった点です。社会全体として男性の育休取得が進まない中、必要な時期に取得しやすい休暇制度へ変更されました。

また、今回の法改正によって、企業に対し、従業員に対する産後パパ育休制度研修や方針の周知、また本人（配偶者）が妊娠・出産する場合に育休・産後パパ育休制度に関する周知を行う等の対応が義務付けられました。

このような法改正により、今後男性の休暇取得が増えていくことが予想されます。休暇を取得された方の業務をどのように代替するのかなど、早めの準備をお勧めします。

支部だより

小牧事務所

KOMAKI

弁護士
遠藤悠介

【新年の抱負】

私の新年の抱負は、「心機一転」です。

昨年は、皆様から多くのご相談、ご依頼をいただき大変感謝をしております。今年は心機一転、新たな気持ちで仕事に取り組んでいきたいと考えております。本年も、愛知総合法律事務所小牧事務所をよろしくお願いいたします。

【二〇二二年の支部の印象的な思い出】

二〇二二年には、一〇年以上小牧事務所で勤務していた事務局のリーダーが異動になりました。長く小牧事務所を支えていた事務局であったため、大変残念であるとともに、異動先の支所をうらやましく思いました。戦力ダウンを覚悟しておりましたが、新たな事務局リーダー及び異動してきた新たな事務局が頑張ってくれていますので、非常に頼もしく思っています。

【二〇二三年にプライベートで行きたいところ】

二〇二二年に家族でキャンプを始めました。テントや寝袋など出費はかさみましたが、毎月のように行くほどハマることができたので、いい買い物をしたと思っています。

二〇二三年には遠くのキャンプ場にも挑戦したいと思っています。富士山のふもとに「ふもとっぱら」というキャンパーにとって聖地のようなキャンプ場があり、ここに行けたらいいなと考えています。

【事務所又はその周辺の変化】

小牧駅の周辺は開発が進んでおり、とうとうスターバックスコーヒーが開店しました。小牧事務所では、福利厚生の一環として、定期的に所員にスターバックスのコーヒーをふるまっております。お小遣いが減るのは痛いですが、事務所の活性化につながれば安いもの。最近では、所員それぞれ好みのカスタマイズができるまで至りました。

【事務局との交流】

コロナ禍ということもあり、なかなか飲み会などに行くことはできていませんが、小牧事務所は異動が少なかったこと等もあり、良好な関係を築けていると思います。本年は、タイミングがあればキャンプに誘いたいところですが、所長からの圧力にならないように気を付けます。

春日井事務所

KASUGAI

弁護士
深尾　至

【新年の抱負】

春日井事務所は、おかげ様で、昨年、設立一〇周年を迎えることができました。二〇二三年は、この間に蓄積した経験・実績を活かし、春日井事務所をさらに地域の皆様にとって頼りがいのある身近な法律事務所に発展させる一年にしたいと考えています。

【二〇二二年の支部の印象的な思い出】

春日井事務所では、二〇二二年、何名かのメンバーの変更がありましたが、コロナウィルス感染対策に留意しつつ、久しぶりにメンバーと歓迎会と送別会を兼ねた懇親の機会を持ち、楽しいひとときを過ごすことができたことが思い出です。

【二〇二三年にプライベートで行きたいところ】

キャンプです。昨年も、友人とキャンプに行く予定があったものの、直前に都合が悪くなり行けなくなってしまったので、二〇二三年こそはリベンジしたいです。既にYouTubeのキャンプ動画を観てイメージトレーニングを始めています。

【事務所又はその周辺の変化】

先にも述べたように、春日井事務所では、二〇二二年、何名かのメンバーの変更がありましたが、新たな顔ぶれとなった現在も、事務所内の雰囲気は良く、皆で支え合って業務にあたっています。

【事務局との交流】

裁判手続のオンライン化の影響で、裁判所に足を運ぶ機会は少なくなりましたが、遠方の裁判所に足を運ぶ際は、時間があれば寄り道をしてお土産を買い、事務所に戻ってから事務局と歓談しながら味わっています。二〇二三年は、栗きんとんの販売時期に岐阜県中津川の裁判所に足を運ぶ機会があることを期待しています。

事務局だより

名古屋丸の内本部事務所（早川）

シーズンに入ったばかりのスキー場に遊びに行きました。ツーリングの際によく使う街道沿いにあるスキー場です。

コンディションはイマイチで、雪がジャビジャビでしたが、私自身なんと20数年ぶりのスキーです。ウエアはもう持っていない。持っていたとしても、1990年代のウエアをゲレンデで披露する度胸もありません。なので、真冬に着るバイクウエアを着こんでスキーに挑みました。バイクウエアも防寒、防水、撥水とスキーウエアと同じです。

今回20数年ぶりにゲレンデに行ってびっくりしたことは、ブランクがあるにも関わらず普通に滑れることでした。約10年前にバイクにリターンした時も、エンストもなく、普通にバイクを操作していました。やはり若いころの経験は体が覚えているのですね。

名古屋丸の内本部事務所（加藤）

私の家族は、夏はジェットスキー、冬はスノーボードやスキーとかなりアクティブで、数年前からは友人家族と共にスノーモービルも始め、娘を乗せて白銀を爽快に走っています。日頃、仕事で娘と接する時間が少ない事もあり、このときばかりは娘も大喜びです。

休みの日はできるだけ家族と過ごし、娘には色々な経験や思い出を残してあげたいと思っています。これも親心ですね。

～ 2022年の総括と今後の支所の展望 ～

弁護士
森下　達

2022年を振り返りますと、個人的には「誕生」と「発展」に携われた1年だったと思います。私は、弊所の副代表として四日市事務所の「誕生」に携わる一方で、津事務所の所長として津事務所がより多くの皆様にご依頼いただける事務所に「発展」することに携われた1年だったと思います。

弊所は、2022年も順調に発展してまいりましたが、現状に留まることなく、本年も常に進化する事務所であり続けます。進化とは量のみならず質的にも地域的にも進化を続けます。弊所は進化を続け、より多くの皆様にご利用いただけるよう、所員一同努めてまいりますので、本年も変わらぬご愛顧をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

弁護士
佐藤康平

2022年の総括をせよと仰せつかりまして、まずは、私自身のこととしては、ダイエットに成功（?）しました。急に痩せて（しぼんで?）いきましたので、病気になったのではないかと心配されましたが、むしろ、今後も元気に職務に邁進するために、一大決心した次第です。

一方、当事務所としては、大きな飛躍のための1年であったと思います。今後のさらなる全国展開に向けた人員整備や、より皆様に当事務所を知っていただくための環境整備等を行っております。

本年は、全国展開のさらなる推進のため、複数の支所展開を予定しております。

皆様、本年も、弁護士法人愛知総合法律事務所を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

弁護士
安井孝侑記

2022年もありがとうございました。

昨年から、副代表としての業務を従事するにあたり、主に愛知県外の支所を訪れる機会が非常に増えました。

このことで気づかされたのが、ひとつひとつの支所が、その地域のさまざまなクライアントの皆様からご相談・ご依頼によって支えられていることです。

私は普段、岡崎支所にて、主に愛知県三河地方の地域の方々との業務が多いのですが、この当たり前のことに気付かされました。

このような体験を踏まえ、今後も弊所が開所することで、少しでもお役にたてる地域があれば、その地域の皆様へのご要望にお応えできるよう精進してまいります。本年も何卒ご愛顧の程よろしくお願いいたします。

編集後記 Editor's note

本誌は一九九六年（平成八年）四月から始まり、「お客様とより近くに」という理念のもと、今号までで計五十七号（号外を含めると二〇〇号以上）に渡ってお客様のもとに届けてまいりました。二十五年以上の歳月の中には東日本大震災を含めた様々な災害に見舞われ、現在は新型コロナウイルスが猛威をふるい続けている状況です。このような災害を乗り越えるためにその時代において様々な工夫が施されており、現在はIT技術を含めた仕事の仕方や法律が変化しております。本誌も時代の変化をとらえ、その時々にお客様の役に立つ法律の情報を届けてまいりたいと思いますので、今後ともご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

ルネサンス編集委員一同

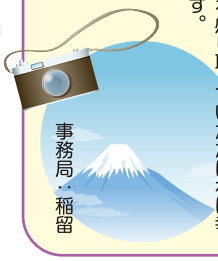

事務局：稲留

本号の表紙は、富士五湖の一つの精進湖から撮影したものです。

毎年、晩秋から初冬の頃に富士山付近の神社へ出かけています。富士山は季節や気候などにより変化があります。このときは、偶然にも空が澄み、季節の移り変わりのコントラストが映え、そして、時間の流れの雄大さが感じられたため、一枚に収めたものです。

本紙のテーマの〝時流〟。そんなものを感じ取っていただければ幸いです。

弁護士法人
愛知総合法律事務所

名古屋丸の内本部事務所
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目2番29号 ヤガミビル4階・5階・6階（受付）
TEL.052-971-5277（代表）　FAX.052-971-7876
※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

無料法律相談専用回線
TEL.052-212-5275　受付時間:午前9時30分～午後5時30分

事務所業務のご案内
令和5年1月4日（水）より業務開始いたします。

※発送先の変更等をご希望される方は、弊所までご連絡ください（TEL:052-971-5277）